



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第19号) 2899
- ◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第20号) 2899

規 則

- ◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第26号) 2903
- ◇川崎市保育・子育て総合支援センター一条例の施行期日を定める規則(第27号) 2904
- ◇川崎市保育・子育て総合支援センター一条例施行規則(第28号) 2904

告 示

- ◇令和2年度作業報酬下限額(第227号) 2905
- ◇健全化判断比率の公表(第228号) 2905
- ◇資金不足比率の公表(第229号) 2905
- ◇自転車等の撤去と保管(第230号) 2906
- ◇道路区域の変更(第231号) 2906
- ◇道路区域の変更(第232号) 2906
- ◇道路の供用開始(第233号) 2906
- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第234号) 2907
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第235号) 2907
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第236号) 2907
- ◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第237号) 2907
- ◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第238号) 2907

- ◇道路区域の変更(第239号) 2907
- ◇道路の供用開始(第240号) 2907
- ◇道路区域の変更(第241号) 2908
- ◇道路の供用開始(第242号) 2908
- ◇道路区域の変更(第243号) 2908
- ◇道路の供用開始(第244号) 2908
- ◇道路区域の変更(第245号) 2908
- ◇道路の供用開始(第246号) 2909
- ◇自転車等の撤去と保管(第247号) 2909
- ◇たき火及び喫煙の禁止(第248号) 2909
- ◇住居表示を実施すべき区域(第249号) 2911
- ◇住居表示の実施に伴う町区域の設定及び変更(第250号) 2911

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第259号) 2911
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(第260号) 2912
- ◇一般競争入札の執行(第261号) 2913
- ◇公募型プロポーザルの実施(第262号) 2915
- ◇開発行為に関する工事の完了(第263号) 2917
- ◇公募型プロポーザルの実施(第264号) 2917
- ◇一般競争入札の執行(第265号) 2918
- ◇一般競争入札の執行(第266号) 2923
- ◇一般競争入札の執行(第267号) 2924
- ◇一般競争入札の執行(第268号) 2926
- ◇一般競争入札の執行(第269号) 2928
- ◇一般競争入札の執行(第270号) 2929
- ◇一般競争入札の執行(第271号) 2931
- ◇開発行為に関する工事の完了(第272号) 2934
- ◇環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の公告(第273号) 2934
- ◇開発行為に関する工事の完了(第274号) 2935
- ◇一般競争入札の執行(第275号) 2935
- ◇条例環境影響評価準備書の公告(第

276号).....	2636	上下水道局告示	
◇開発行為に関する工事の完了(第277号).....	2936	◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第17号).....	2958
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第278号).....	2936	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第18号).....	2958
◇特定非営利活動法人の設立の認証申請(第279号).....	2937	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第280号).....	2937	◇一般競争入札の執行(第34号).....	2958
公告(調達)		◇一般競争入札の執行(第35号).....	2960
◇落札者等の公示(第152号).....	2939	◇一般競争入札の執行(第36号).....	2965
◇一般競争入札の執行(第153号).....	2939	◇一般競争入札の執行(第37号).....	2967
◇落札者等の公示(第154号).....	2941	上下水道局公告(調達)	
◇落札者等の公示(第155号).....	2941	◇落札者等の公示(第9号).....	2971
◇落札者等の公示(第156号).....	2942	◇落札者等の公示(第10号).....	2971
◇落札者等の公示(第157号).....	2942	交通局公告(調達)	
◇公募型プロポーザルの実施(第158号).....	2942	◇落札者等の公示(第6号).....	2972
◇落札者等の公示(第159号).....	2943	◇落札者等の公示(第7号).....	2972
◇一般競争入札の執行(第160号).....	2943	病院局公告	
◇一般競争入札の執行(第161号).....	2945	◇一般競争入札の執行(第23号).....	2972
◇一般競争入札の執行(第162号).....	2947	◇一般競争入札の執行(第24号).....	2974
◇落札者等の公示(第163号).....	2948	◇一般競争入札の執行(第25号).....	2976
◇落札者等の公示(第164号).....	2949	消防局公告	
◇落札者等の公示(第165号).....	2949	◇サイレンの吹鳴(第6号).....	2977
◇一般競争入札の執行(第166号).....	2949	選挙管理委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第167号).....	2951	◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要選挙権を有する者の数(第4号).....	2977
◇一般競争入札の執行(第168号).....	2952	人事委員会規則	
◇一般競争入札の執行(第169号).....	2954	◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(第1号).....	2978
税公告		農業委員会告示	
◇市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の公示送達(第77号).....	2956	◇川崎市農業委員会総会の招集(第5号).....	2978
◇差押調書(謄本)の公示送達(第78号).....	2956	区公告	
◇納期限変更告知書の公示送達(第79号).....	2956	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第40号).....	2978
◇差押調書(謄本)の公示送達(第80号).....	2956	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第41号).....	2978
◇差押調書(謄本)の公示送達(第81号).....	2956	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第42号).....	2979
◇差押解除通知書の公示送達(第82号).....	2956	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第43号).....	2979
訓令		◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第44号).....	2979
◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程及び川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(第2号).....	2957	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第45号).....	2979
上下水道局規程		◇住民票の職権消除(幸区第17号).....	2980
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程(第3号).....	2957	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第18号).....	2980

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達(高津区第19号)…………… 2980

◇国民健康保険料に係る還付通知書の
 公示送達(高津区第20号)…………… 2981

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達(宮前区第16号)…………… 2981

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通
 知書の公示送達(宮前区第17号)…………… 2981

◇住民票の職権消除(多摩区第25号)…………… 2981

◇印鑑登録の抹消(多摩区第26号)…………… 2982

◇後期高齢者医療保険料に係る納入通
 知書の公示送達(多摩区第27号)…………… 2982

◇介護保険料に係る納入通知書及び過
 誤納金還付通知書の公示送達(多摩
 区第28号)…………… 2982

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
 本)の公示送達(多摩区第29号)…………… 2982

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達(多摩区第30号)…………… 2982

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
 公示送達(麻生区第30号)…………… 2983

◇国民健康保険料に係る還付充当通知
 書の公示送達(麻生区第31号)…………… 2983

辞 令

◇9月1日付け…………… 2984

条 例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための
 番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここ
 に公布する。

令和元年9月5日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第19号

川崎市行政手続における特定の個人を識別
 するための番号の利用等に関する条例の一
 部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための
 番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条例第67
 号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項及び29の項中「教育・保育給付」の
 次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加え
 る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
 運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに
 公布する。

令和元年9月5日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型
 保育事業の運営の基準に関する条例の一部
 を改正する条例

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
 運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)
 の一部を次のように改正する。

第2条中「、法」の次に「、子ども・子育て支援法施
 行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)」
 を加える。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、
 子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮
 された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給
 付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定に
 より支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同
 条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定
 保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教
 育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給
 認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「
 支給認定」を「、教育・保育給付認定」に改め、同条第
 4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護
 者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・
 保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給
 付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定
 保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認
 定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付
 認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保
 育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教
 育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定保
 護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定に」
 を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定の有効期間」
 を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保
 育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提
 供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保

育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領(法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設の設置者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「を支給認定保護者」を「を教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了

前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第23条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第24条(見出しを含む。)、第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付

認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同号」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「」を「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を）」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「)の数を」を「)の数は、家庭的保

育事業にあっては」に改め、「、その利用定員の数を」を削り、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「に係る支給認定保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保

育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)」に要する費用」とする。

附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)に、「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))に、「(法第27条第3項第1号に規定する額)を「当該特定教育・保育」に、「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)を「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に、「市町村)を「市」に改める。

附則第4項の前の見出し、同項及び附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

規 則

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第26号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則
(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第8条の表子育て推進部の部運営管理課の項に次の1号を加える。

- (4) 保育・子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「 微生物検査係 」

を

「 微生物検査係

川崎区保育・子育て総合支援センター
大島保育園 」

に改める。

第3条の表保育園の項の次に次の1項を加える。

川崎区保育・子育て総合支援センター

- (1) センターの維持管理に関すること。
- (2) 子育てについての相談、情報の提供及び助言に関すること。
- (3) 関係機関との連携及び連絡調整に関すること。
- (4) 保育所職員等に係る講習会、研修会等の実施に関すること。
- (5) 乳児及び幼児の一時預かり事業に関すること。
- (6) 乳児及び幼児の保育に関すること。

第4条第1項中「動物愛護センター」の次に「川崎区保育・子育て総合支援センター」を加え、同条第2項中「、所及びセンターに所長」を削り、「係長」の次に「、園に園長」を加える。

別表第1中

「

川崎市大島保育園
川崎市大島乳児保育園
川崎市東小田保育園

」

を

「

川崎市東小田保育園

」

に改め、同表こども未来局子育て推進部運営管理課の項の次に次のように加える。

こども未来局 子育て推進部		川崎区保育・ 子育て総合 支援センター	
------------------	--	---------------------------	--

(川崎市職員被服貸与規則の一部改正)

第3条 川崎市職員被服貸与規則(昭和29年川崎市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1こども未来局の部中

「

保育園

」

を

「

保育園
保育・子育て総合支援センター

」

に改める。

(川崎市金銭会計規則の一部改正)

第4条 川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1 こども未来局の項中

児童相談所	所長
-------	----

を

保育・子育て総合支援センター 児童相談所	所長 所長
-------------------------	----------

に改める。

別表第2 こども未来局の項中

子育て 推進部	保育課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
------------	-----	----	---------------------------------

を

子育て 推進部	保育課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	保育・子育て総合支援センター	所長	一時預かり事業使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第5条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第2 こども未来局の項中

児童相談所	所長
-------	----

を

保育・子育て総合支援センター 児童相談所	所長 所長
-------------------------	----------

に改める。

別表第3 こども未来局の項中

児童相談所

を

児童相談所

保育・子育て総合支援センター
児童相談所

に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月17日から施行する。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年9月13日

川崎市市長 福田 紀彦

川崎市規則第27号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の施行期日を定める規則

川崎市保育・子育て総合支援センター条例(令和元年川崎市条例第12号)の施行期日は、令和元年9月17日とする。ただし、第3条第4号並びに第6条第1項(一時預かり保育に係る部分に限る。)及び第2項第5号の規定の施行期日は、同年11月1日とする。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則をここに公布する。

令和元年9月13日

川崎市市長 福田 紀彦

川崎市規則第28号

川崎市保育・子育て総合支援センター条例施行規則(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市保育・子育て総合支援センター条例(令和元年川崎市条例第12号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 保育・子育て総合支援センターの条例第3条第4号及び第5号に掲げる事業の定員は、次のとおりとする。

名 称	事 業	定員
川崎市川崎区 保育・子育て 総合支援センター	条例第3条第4号に規定する事業	10名
	条例第3条第5号に規定する事業	155名

(時間外保育料)
第3条 条例第6条第2項第4号に規定する規則で定める額は、1月につき、1日当たり30分までの子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育の利用ごとに1,000円を基準として市長が別に定めるところにより算定した額とする。(一時預かり保育料)

第4条 条例第6条第2項第5号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 満1歳に満たない乳児・幼児等(条例第1条に規定する乳児・幼児等をいう。以下同じ。)
 - 1日につき 2,900円
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない乳児・幼児等
 - 1日につき 2,500円
- (3) 満3歳以上の乳児・幼児等
 - 1日につき 1,500円

(委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年9月17日から施行する。ただし、第2条(条例第3条第4号に規定する事業に係る部分に限る。)及び第4条の規定は、同年11月1日から施行する。

(川崎市保育園条例施行規則の一部改正)

- 2 川崎市保育園条例施行規則(昭和62年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市大島保育園	120名
川崎市大島乳児保育園	35名
川崎市東小田保育園	95名

を

川崎市東小田保育園	95名
-----------	-----

に改める。

告 示

川崎市告示第227号

川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)第7条第4項の規定により、同条第1項に規定する作業報酬下限額を次のとおり定めたので、告示します。

令和元年9月2日

川崎市長 福田紀彦

川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

1,056円

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市告示第228号

健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を公表します。

令和元年9月2日

川崎市長 福田紀彦

平成30年度決算に基づく健全化判断比率 (単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	7.3 (25.0)	120.4 (400.0)

- 1 表中の括弧内の数値は川崎市に適用される早期健全化基準である。
- 2 表中の「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

川崎市告示第229号

資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表します。

令和元年9月2日

川崎市長 福田紀彦

平成30年度決算に基づく資金不足比率 (単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率
病院事業会計	—
下水道事業会計	—
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
自動車運送事業会計	—
卸売市場事業特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	—

- 1 川崎市に適用される経営健全化基準は20.0%である。
- 2 表中の「資金不足比率」における「—」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。

川崎市告示第230号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和元年9月3日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第231号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月4日から令和元年9月19日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月4日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists two road sections in the area of 菅稲田堤 2丁目3128番先.

川崎市告示第232号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月4日から令和元年9月19日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月4日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

Table with 6 columns: 旧・新別, 路線名, 区間, 敷地の幅員(m), 延長(m), 備考. It lists three road sections in the area of 川崎市麻生区高石 5丁目297番1先 and 14先.

川崎市告示第233号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月4日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月4日から令和元年9月19日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月4日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
多摩第19号線	川崎市麻生区高石5丁目297番14先	
	川崎市麻生区高石5丁目297番11先	
高石第185号線	川崎市麻生区高石5丁目297番14先	隅きり部
	川崎市麻生区高石5丁目297番14先	

川崎市告示第234号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和元年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第235号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和元年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第236号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

令和元年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第237号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規

定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和元年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第238号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和元年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第239号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月6日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	幸町第3号線	川崎市幸区幸町4丁目26番5先	2.73	15.72	
		川崎市幸区幸町4丁目26番5先			
新	幸町第3号線	川崎市幸区幸町4丁目26番1先	3.36	15.72	
		川崎市幸区幸町4丁目26番1先			

川崎市告示第240号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月6日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
幸町 第3号線	川崎市幸区幸町4丁目26番1先	
	川崎市幸区幸町4丁目26番1先	

川崎市告示第241号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月6日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	千代ヶ丘 第29号線	川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1601番44先	2.61	18.21	
		川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1601番44先			
新	千代ヶ丘 第29号線	川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1601番63先	5.43	18.21	
		川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1601番60先			

川崎市告示第242号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月6日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
千代ヶ丘 第29号線	川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1601番63先	
	川崎市麻生区千代ヶ丘8丁目1601番60先	

川崎市告示第243号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月6日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅 第27号線	川崎市多摩区菅1丁目2936番5	3.61 ～ 3.67	10.25	
		川崎市多摩区菅1丁目2860番1			
新	菅 第27号線	川崎市多摩区菅1丁目2936番4	3.80 ～ 3.83	10.25	
		川崎市多摩区菅1丁目2860番1			

川崎市告示第244号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月6日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月6日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月6日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅 第27号線	川崎市多摩区菅1丁目2936番4	
	川崎市多摩区菅1丁目2860番1	

川崎市告示第245号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月9日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	長 尾 第22号線	川崎市多摩区长尾 5丁目253番2先 ----- 川崎市多摩区长尾 5丁目253番2先	3.25	2.00	
新	長 尾 第22号線	川崎市多摩区长尾 5丁目253番7先 ----- 川崎市多摩区长尾 5丁目253番7先	3.25	2.00	隅きり部

川崎市告示第246号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月9日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和元年9月9日から令和元年9月25日まで一般の縦覧に供します。

令和元年9月9日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
長 尾 第22号線	川崎市多摩区长尾5丁目253番7先 ----- 川崎市多摩区长尾5丁目253番7先	隅きり部

川崎市告示第247号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する

休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第248号

川崎市多摩区枅形地内（川崎市立日本民家園及び周辺地域）におけるたき火及び喫煙の禁止

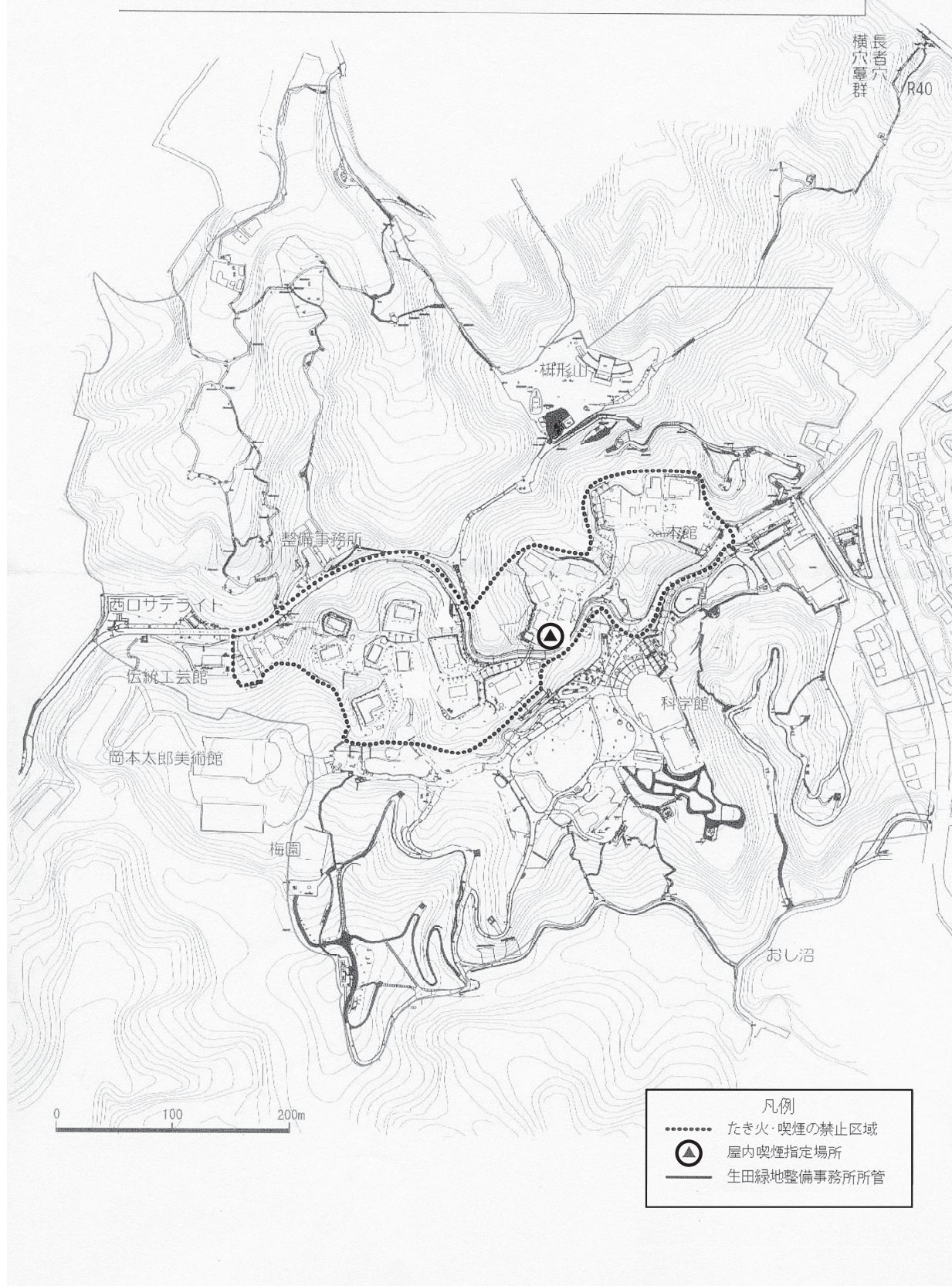
消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間、次の区域内におけるたき火及び喫煙を禁止します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田紀彦

川崎市多摩区枅形7丁目1番1号川崎市立日本民家園の全域（警備員詰所を除く。）及び周辺地域（別図のとおり）

川崎市立日本民家園及び周辺地域のたき火・喫煙禁止区域図



川崎市告示第249号

住居表示を実施すべき区域について、街区符号及び住居番号を次のように付けたので、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定により告示する。

- 1 区域 川崎市宮前区野川本町1丁目
川崎市宮前区野川本町2丁目
川崎市宮前区西野川1丁目
川崎市宮前区西野川2丁目
川崎市宮前区西野川3丁目
- 2 実施期日 令和元年10月15日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号 別添住居表示新旧対照案内図のとおり

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦
(別添新旧対照案内図省略)

川崎市告示第250号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮前区野川地区で、別図のとおり町区域の設定及び変更をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定及び変更の効力は、令和元年10月15日から生じるものとする。

令和元年9月13日

川崎市長 福田紀彦
(別図省略)

公 告

川崎市公告第259号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月2日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成橋ほか5橋耐震補強工事
	履行場所	川崎市高津区二子5丁目11-1番地先他5箇所
	履行期限	契約の日から令和2年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月17日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸土地区画整理事業区画道路6-50号線他道路築造等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸2583番地先他
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月30日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第260号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年9月4日

川崎市市長 福田紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
溝口駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物
川崎市高津区溝口360番1他

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ノクティ1店舗施設共有者組合
理事長 石川 稀代之
川崎市高津区溝口1丁目3番1号
ノクティ2店舗施設共有者組合
理事長 吉田 久弘
川崎市高津区溝口1丁目4番1号

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

		開店時刻	閉店時刻
1 街区	1 Fのうち、 (株)ローソン	24時間	
	その他	午前10時 (但し、年間60日間 午前9時30分)	午後8時30分
2 街区	B 1 F、1 F	午前10時	午後10時
	1 Fのうち、 (株)ローソン	24時間	
	その他	午前10時 (但し、年間60日間 午前9時30分)	午後9時

(変更後)

		開店時刻	閉店時刻
1 街区	1 Fのうち、 (株)ローソン	24時間	
	その他	午前10時 (但し、年間60日間 午前9時30分)	午後8時30分
2 街区	B 1 F、1 F	午前10時	午後10時
	1 Fのうち、 (株)ローソン	24時間	
	2 F	午前10時 (但し、年間60日間 午前9時30分)	午後10時30分
	その他	午前10時 (但し、年間60日間 午前9時30分)	午後9時

- 4 変更する年月日
令和元年9月10日
- 5 届出の年月日
令和元年8月27日
- 6 届出及び添付書類の縦覧場所
経済労働局産業振興部商業振興課(川崎フロンティアビル10階)及び高津区役所
- 7 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
令和元年9月4日から令和2年1月4日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日を除く。
- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和2年1月4日
川崎市経済労働局産業振興部商業振興課

川崎市公告第261号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年9月4日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	新作住宅個別改善その他第1号工事(1号棟)
	履行場所	川崎市高津区新作3丁目1361番13ほか
	履行期限	契約の日から令和3年2月19日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和元年10月15日17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
(案件2)	
競争入札に付する事項	件 名 大島・大島乳児保育園解体撤去工事
	履行場所 川崎市川崎区大島5丁目21番10号
	履行期限 契約の日から令和2年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 解体工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「解体」)を配置できること。ただし、平成28年5月31日までに主任技術者(業種「とび・土工」)の資格を有する者でも可とします。</p> <p>(11) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積500㎡以上の1棟からなる建築物の解体工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月27日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	道路照明設置その4工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸1725番地先他3箇所
	履 行 期 限	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月25日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第262号

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画策定等業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和元年9月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件名

川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備

備基本計画策定等業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年1月22日(金)まで

(3) 履行場所

川崎市内 他

(4) 事業概要

ア 対象施設調査

イ 労働会館のホールに関する改修(舞台設備、特定天井への対応含む)計画案の策定

- ウ 再編整備基本計画案の検討・策定
- エ 耐震診断及び補強計画案の検討
- オ 設計に向けた検討
- カ その他

2 参加者の資格要件

(1) 応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。(ただしウについては、企業又は管理技術者個人の実績とします。)

ア 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士登録事業者であること。

イ 川崎市の競争入札参加資格を有し、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿で次の業種及び種目のいずれにも搭載されていること。

業種10「建築設計」の種目01「意匠設計」及び種目02「構造設計」

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱います。

ウ 次の(ア)及び(イ)の条件を満たす業務を行った実績があること。

(ア) 延べ面積500㎡以上の「非住宅」施設(倉庫、車庫等を除く)の改修計画を立案したことがあること。

(イ) 平成21年4月1日から令和元年8月31日までの間にしゅん工していること。

※発注者、建物用途と規模構造、しゅん工時期、企業又は管理技術者個人が従事したこと等が確認できる書類(計画通知書、契約書、雑誌掲載記事等の写し)を添付してください。

エ 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者、一級建築士免許を有する意匠主任技術者及び構造主任技術者を配置すること。

また、構造主任技術者は上記の要件に加え、耐震改修設計の経験を有していること。なお、管理技術者は、応募者の組織に所属していること。

オ 意匠、構造の各主任技術者に加え、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する(業務経験5年以上)、若しくは、本業務と同等以上の改修計画立案に関する実績を有する(業務経験10年以上)又は同程度の能力のある(業務経験10年以上)電気設備主任技術者、並びに、建築士法第2条第5項又は第10条の2の2第2項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格(建築設備士又は設備設計

一級建築士)を有する機械設備主任技術者を、それぞれ1名配置できる者であること。

カ 次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 本業務に関するノウハウと実績がある者

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(ウ) NPO法人においては、特定非営利活動促進法第2条別表19(前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

(エ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(オ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(カ) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(キ) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(ク) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 協力者又は協力事務所の資格要件

応募者は、本業務に関する管理技術者及び主任担当技術者(意匠)を除く、担当業務分野について、協力者又は協力事務所(以下「協力者等」という。)を加えることができます。なお、協力者等とは、基本的に管理技術者の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指します。

協力者等となった者及びその者の所属する建築設計業者は本プロポーザルの応募者となるできません。

3 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電話番号(直通) 044(200)2276

FAX番号 044(200)3598

電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp

4 実施要領の交付及び参加意向申出書について

(1) 実施要領の配布期間 令和元年9月4日(水)～9月20日(金)

(2) 参加意向申出書の提出期限 令和元年9月20日
(金) 15時

(3) 提出場所 3の担当部局と同じ

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和元年10月4日(金) 15時

(2) 提出場所 3の担当部局と同じ

(3) 提出書類 各10部

ア 企画提案書

イ 提案者概要

ウ 事業実施体制

エ 類似業務の実績

オ 見積書

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

6 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

7 契約書作成の要否

要する

8 関連情報を入手するための紹介窓口

3の担当部局と同じ

9 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 60,544,000円

(消費税及び地方消費税を含む)

令和元年度 24,218千円

(消費税及び地方消費税含む。)

令和2年度 36,326千円

(消費税及び地方消費税含む。)

(2) 企画提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

川崎市公告第263号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区堰三丁目6番1

1,274平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高津区梶ヶ谷三丁目13番31

株式会社 末長組

代表取締役 根元 裕之

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数: 39戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年5月7日

川崎市指令 ま宅審(イ)第15号

令和1年8月8日

川崎市指令 ま宅審(イ)第47号(変更)

川崎市公告第264号

外国人観光客動態分析業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和元年9月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 外国人観光客動態分析業務委託

(2) 業務事項

川崎市内に来訪する外国人観光客に関する

ア データ分析業務

イ 分析レポート作成業務

(3) 委託期間 契約日～令和2年3月20日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 各種データの分析や外国人観光客の動態分析に関するノウハウと実績がある者

(2) 法人格を有する者

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(8) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解度

(2) 企画提案の内容

(3) 専門的知識・能力

(4) 業務実績

(5) 実施体制

(6) 概算見積額

- 4 担当部局
川崎市経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課
〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2
川崎フロンティアビル10階
電 話 (直通) 044-200-0509
F A X 044-200-3920
メールアドレス 28kankou@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
(1) 配付期間 令和元年9月5日(木)～9月13日(金)(土曜日及び日曜日を除く)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法
(1) 受付期間 令和元年9月12日(木)～9月13日(金)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出方法 持参又は郵送
(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
- 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法
(1) 受付期間 令和元年10月8日(火)
(2) 受付場所 4の担当部局と同じ
(3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、見積書の写し(7部)、業務実施体制・主な業務実績(7部)、会社概要(7部)
(4) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)
(郵送による提出については、受付期

- 間開始前に到着した場合でも受付を行う)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
(1) 言語 日本語
(2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
要する
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
4の担当部局と同じ
- 11 その他必要と認める事項
(1) 業務規模概算額 2,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)
(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします
(3) その他
ア 審査結果の発表は令和元年10月15日(火)を予定しています。
イ 詳細につきましては、外国人観光客動態分析業務委託企画提案実施要領、仕様書を御参照ください。

川崎市公告第265号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和元年9月9日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部橋梁下部(そのII工区)工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地内
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p>

<p>参 加 資 格</p>	<p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件 (ア) 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。 (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (ウ) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (エ) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注した工事で、杭長50m以上のPHC又はSC杭を中掘り圧入工法で30本以上施工した完工実績(1工事・元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件 (ア) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (エ) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件 上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たしていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、上記(1)イ(イ)については一般建設業の許可でも可とし、上記(1)イ(ウ)については主任技術者でも可とします。</p>
<p>契約条項を示す場所等</p>	<p>川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099</p>
<p>入札日時等</p>	<p>令和元年10月10日17時00分(財政局資産管理部契約課土木契約係)</p>
<p>入札保証金</p>	<p>免</p>
<p>契約書作成</p>	<p>要</p>
<p>入札の無効</p>	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
<p>(案件2)</p>	
<p>競争入札に付する事項</p>	<p>件 名 一般国道409号(小杉工区)道路改良(電線共同溝整備)(その2)工事 履 行 場 所 川崎市中原区小杉御殿町地内 履 行 期 限 契約の日から令和3年3月31日まで</p>
<p>参 加 資 格</p>	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件 ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p>

参 加 資 格	<p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>オ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>カ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>イ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>ウ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>エ 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月10日17時00分
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 多摩区内道路補修(緊急19-2)工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市多摩区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されていること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

参加資格	(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月25日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	高石橋橋りょう長寿命化修繕工事
	履行場所	川崎市麻生区百合丘1丁目22番地
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。 (8) 小田急電鉄株式会社工務部発行の「工事指揮者認定証」を有し、指揮者資格が有効である自社の技術者を専任で配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月25日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	市道細山63号線道路補修(L型側溝)工事
	履行場所	川崎市麻生区細山5丁目12番地先
	履行期限	契約の日から130日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。	

参加資格	(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和元年9月25日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	むじなが池公園斜面崩落箇所対策工事
	履行場所	川崎市麻生区白山4丁目6
	履行期限	契約の日から令和2年1月31日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和元年9月25日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第266号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザ暖房用温水ポンプ改修業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区新作1丁目19番1号

川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザに設置されている暖房用温水ポンプ2台の交換整備を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に記載されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去3年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事实績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電話 044-200-2153(直通)

FAX 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月18日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年9月20日(金)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月25日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和元年10月1日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問

に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月9日（水）午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手續き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第267号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

広域避難場所標識保守点検業務委託契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区富士見2丁目1番地先ほか17か所

(3) 履行期間

契約日から令和2年3月31日まで

(4) 業務概要

市内に設置している広域避難場所標識について、高所作業車等を用いて点検を行い、安全の確認を行う。また、標識盤面のボルト・ナットの取付状態を確認し、保守を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」種目「その他」に登録されていること。

(4) 川崎市内に本店又は受任地を有していること。

(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項第1号による中小企業者であること。

(6) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、標識、看板の作成を含む同程度の規模の契

約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 計画調整担当

電話 044-200-3134 (直通)

FAX 044-200-3972

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月10日（火）から9月18日（水）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年9月20日（金）午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年9月10日（火）から9月24日（火）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。（電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。）

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和元年9月26日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年9月30日（月）午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

災害対策本部事務局室

- (3) 入札書の提出方法
持参とします。
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等
は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの
「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧
することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・
提出場所及び問い合わせ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)におい
て、本件の公表情報詳細のページからダウンロード
できます。

川崎市公告第268号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
川崎市公共施設利用予約システムホームページ品
質向上支援業務委託

- (2) 履行場所
川崎市市民文化局市民生活部企画課ほか
(川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンテ
ィアビル9階)

- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月31日まで

- (4) 業務概要
川崎市公共施設利用予約システム(以下、「ふれ
あいネット」という。)ホームページについてJIS X
8341-3:2016に基づく調査及び試験を実施し、試験
結果の公開を支援する。また、調査で明らかになっ
たふれあいネットホームページの状況及び問題点・
課題を整理し本市に報告を行い、その報告内容に基
づきホームページの品質向上のための助言及び指導
を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種
「電算関連業務」種目「その他の電算関連業務」に
登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (4) 2016年4月以降、国・地方公共団体(またはそ
れらに準ずる公的団体)のサイトにおいて、JIS X
8341-3:2016に基づくアクセシビリティ評価試験を
行い、試験結果公開を支援した実績を5件以上有す
る者に限る(落札者には、実績を証する書類および、
試験事業委託者の連絡先情報の提供を求めます)。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、2016年4月以降に国・
地方公共団体(またはそれらに準ずる公的団体)のサ
イトにおいて行ったJIS X 8341-3:2016に基
づくアクセシビリティ評価試験の契約実績を証する書
類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してくださ
い。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-0007
川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
川崎市市民文化局市民生活部企画課
電 話 044-200-2296(直通)
FAX 044-200-3707
E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月17日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年9月19日(木)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年9月10日(火)から令和元年9月25日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和元年9月30日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、

この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月4日(金)午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告第269号

入 札 公 告

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
電気自動車(軽貨物)賃貸借及び保守
- (2) 履行場所
川崎市環境局環境対策部大気環境課 他
- (3) 履行期間
令和2年3月2日から令和9年3月1日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿の業種「リース」種目「車両」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去に本市又は他官公庁において類似の契約を締結した実績を有し、かつこの調達物品について確実に納入ができること。
- (5) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 競争入札参加申込書・仕様書等の配布・提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
川崎市環境局環境対策部大気環境課
担 当 塚本・堀井
郵便番号 210-8577
住 所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第三庁舎17階
電 話 044-200-2530
F A X 044-200-3922

E-mail 30taiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

- ア 配布・提出日
令和元年9月10日(火)から令和元年9月25日(水)まで
(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

- イ 配布・提出時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

下記の書類を全て提出してください。なお、本市が必要と認めた場合、追加で書類提出を求めることがあります。

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 車両の仕様及びカタログ等の資料
- ウ 契約書の契約実績(契約期間・金額等)を確認できる箇所の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。提出書類(競争入札参加申込書)、入札説明書及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「(入札情報かわさき)の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年9月30日(月)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ。
- (2) 問い合わせ期間
令和元年9月30日(月)午前9時から令和元年10月2日(水)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に記載した電子メールアドレス又はFAX宛て送付してください。(質問書を送付した旨を、電話番号044-200-2530(担当 堀井)あてに電話連絡してください。)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年10月3日(木)に、質問書に記載された担当者の連絡先に、参加全社へ電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 賃貸借期間の総額(税抜き)を入札金額とします。
「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の110分の100に相当する月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額、以下、「月額賃貸借料」という。)を83か月で乗じた金額に、令和2年3月分及び令和9年3月分について、月額賃貸借料を各対象月の履行日数に応じて日割計算した金額を加算する方法で見積もりしてください。

- (2) 入札・開札の日時
令和元年10月11日(金)午前10時

- (3) 入札・開札の場所
川崎市役所第三庁舎16階会議室

- (4) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金
免除とします。

- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。
- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告第270号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
多摩区総合庁舎照明空調制御盤システム改修委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区登戸1775番地1
- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要
多摩区総合庁舎に設置されている照明空調制御盤の更新を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、点検・工事実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出し

てください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-8570

[住所等] 川崎市多摩区登戸1775番地1

[担当課] 多摩区役所 まちづくり推進部 総務課

電 話 044-935-3125 (直通)

F A X 044-935-3391

電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月10日(火)から9月13日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 提出方法

持参又は郵送

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書と仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合には「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年9月18日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年9月18日(水)から9月20日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-935-3391

(5) 回答方法

令和元年9月25日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年9月30日(月) 午前10時00分

イ 入札場所

川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区総合庁舎11階 1103会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 前払金
 否
- (3) 契約書作成の要否
 必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
 川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書と仕様書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第271号

一般競争入札について次のとおり公告します。
 令和元年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

10 その他

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	駅前本町ポンプ場水中ポンプ更新工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区駅前本町19番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月2日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	コンテナターミナル荷役設備補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月19日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 荷役機械(ガントリークレーン又はトランスファークレーン)における機械設備の補修又は改修工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月18日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名 川崎港海底トンネル機械室棟外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島43番地
	履行期限 契約の日から令和2年3月19日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月4日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 有馬小学校蓄電池設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区東有馬5丁目12番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月23日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 麻生スポーツセンター屋上防水改修工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区上麻生3丁目6番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和2年3月16日まで
	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>

参加資格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「防水」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和元年10月16日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第272号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区下小田中六丁目840番
ほか4筆の一部(第1工区)
925平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
株式会社 オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数:12戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年5月17日

川崎市指令 ま宅審(イ)第17号

令和1年6月11日

川崎市指令 ま宅審(イ)第21号(変更)

川崎市公告第273号

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る事後調査報告書(供用時その3)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第39条で定める事項について次のとおり公告します。

令和元年9月12日

川崎市長 福田 紀彦

事後調査報告書について

- 1 指定開発行為者
- ・東京都港区芝五丁目26番24号
株式会社東京機械製作所
代表取締役社長 木船 正彦
 - ・東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル
住友不動産株式会社
代表取締役社長 仁島 浩順
 - ・東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博
- 2 指定開発行為の名称及び種類
- (1) 名称
株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画
- (2) 種類
高層建築物の新設(第1種行為)
住宅団地の新設(第2種行為)
商業施設の新設(第1種行為)
大規模建築物の新設(第1種行為)
- 3 事後調査報告書の要旨
- 第1章 指定開発行為の概要
第2章 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
第3章 閑居保全のための措置の実施状況
第4章 事後調査結果
資料編
- 4 事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間
- (1) 期間
令和元年9月12日(木)から令和元年10月11日(金)まで
土曜日、日曜日及び祝日は除く。

- (2) 場所
中原区役所及び環境局環境評価室
(市役所第3庁舎15階)
- (3) 時間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第274号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和元年9月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区下小田中五丁目1688番
789平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都杉並区西荻北2丁目1番11号
株式会社 三栄建築設計
代表取締役 小池 信三
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成31年3月5日
川崎市指令 ま宅審(イ)第163号

川崎市公告第275号

一般競争入札について次のとおり公告します
令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	神庭特別緑地保全地区斜面对策設計業務委託
	履行場所	川崎市高津区蟹ヶ谷97-5ほか
	履行期限	令和2年3月13日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「土質及び基礎部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月15日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第276号

川崎市立柿生小学校校舎増築事業に係る条
例環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条
令第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評
価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定
に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例
施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定め
る事項について次のとおり公告します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

所在地：川崎市川崎区宮本町1番地

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

川崎市立柿生小学校校舎増築事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
（第3種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市麻生区片平3丁目3番1号

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

小学校校舎の増築

(2) 内容

区域面積：約13,827㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和2年10月～令和4年2月

6 条例準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境
の特性

第3章 環境影響評価項目の選定等

第4章 環境影響評価

第5章 環境保全のための措置

第6章 環境配慮項目に関する措置

第7章 環境影響評価の総合的な評価

第8章 関係地域の範囲

第9章 その他

資料編

7 条例準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和元年9月13日（金）から令和元年10月28日
（月）まで

土曜日、日曜日、祝日は除く。ただし、麻生区役

所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0
時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

麻生区役所及び環境局環境評価室
（市役所第3庁舎15階）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の
規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公
告します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区高石三丁目1323番1

ほか5筆の一部

2,713平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市青葉区新石川2丁目4番地12

さくら地所株式会社

代表取締役 大須賀 幹雄

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成30年12月11日

川崎市指令 ま宅審（イ）第128号

平成31年3月28日

川崎市指令 ま宅審（イ）第172号（変更）

川崎市公告第278号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次
のとおり公告します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年 7月26日	特定非営利活動法人 ジストニア友の会	堀内 正浩	川崎市宮前区菅生2丁目16番1号 聖マリアンナ医科大学 神経内科医局	この法人は、ジストニアの患者及び家族の交流と親睦を図り、また、それらを通じて有益な情報交換を行うとともに、関係医療機関に働きかけて、ジストニアの原因究明と治療法の確立を図り、認識度が低く一般には受け入れられていない神経難病であるジストニアに対する社会的認識を深めることを目的とする。
令和元年 8月29日	特定非営利活動法人 KAWASAKI精神保健福祉事業団	池上 秀明	川崎市川崎区浅田三丁目8番4号	この法人は、精神障害者の個人としての尊厳を重んじ、その日常生活又は社会生活におけるノーマライゼーションの実現に関する事業を行い、地域における精神障害者の社会復帰活動を組織的に支援することにより、精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

川崎市公告第279号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年 8月27日	特定非営利活動法人 国民の健康と生活を守る会	金屋 隼斗	川崎市高津区東野川 1丁目27番17号	この法人は、国民に対して、統合医療の普及啓発によって国民の健康寿命を延ばすことで、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。
令和元年 8月27日	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ びすけっと	石村 早苗	川崎市高津区溝口3丁目 22番43号 ハイツ大屋103号室	この法人は、市民に対して相互扶助の精神を発揮し、保育サービスに関する事業を行い、健全な子どもの育成、子育て支援、保護者支援を行い、大人も子どもも暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

川崎市公告第280号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和元年度川崎市総合計画に関する市民意識調査
業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月30日（月）まで

(4) 業務概要

川崎市総合計画の取組の成果を測るため、市民生活やまちづくり等に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や市政に対する意識等を明らかにし、今後の市政運営の参考とするため、「川崎市総合計画に関する市民意識調査」を実施します。詳細は、委託仕様書によります。

ア 実施時期

年2回（第1回：令和元年11月（予定）、第2回：令和2年2月（予定））

イ 標本数

各3,000サンプル

(住民基本台帳から層化二段無作為抽出)

ウ 対象者

市内在住の満18歳以上の男女(外国人を含む。)

エ 調査方法

郵送法

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2箇年の間に、本市又はその他の官公庁において、社会・世論に係る調査業務の委託契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務を確実に履行することができること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク(Pマーク)認証を取得していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配布します。この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び必要な書類を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎5階

総務企画局都市政策部企画調整課 政策評価担当

電話：044-200-2024

F A X：044-200-0401

E-Mail：17kityo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月13日(金)から令和元年9月27日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、閉庁日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)の条件を満たすことを証明する書類(契約書の写し等)

ウ 上記2(5)の条件を満たすことを証明するプライバシーマーク登録証の写し

エ 本業務の実施体制及びスケジュール

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法
持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 通知書交付日

令和元年10月2日(水)

(2) 場所

上記3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は上記3(1)の場所において、上記3(2)の期間で縦覧に供します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書とあわせて電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年9月13日(金)から令和元年10月4日(金)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

ア 電子メール 17kityo@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-0401

(5) 回答方法

令和元年10月8日(火)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた

とき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和元年10月11日（金） 14時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎5階
企画調整課会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は、落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は入札説明書によります。

- (3) 関連情報を入手するための窓口は、上記3(1)に同じです。

公 告 (調 達)

川崎市公告（調達）第152号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計装置一式の賃貸借及び保守管理

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

健康福祉局健康安全研究所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター2階

3 落札者を決定した日

令和元年8月21日

4 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社横浜営業センター

所長 二見 政登

神奈川県横浜市西区高島2丁目19番3号

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

44,125,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

川崎市公告（調達）第153号

入 札 公 告

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

大気環境表示盤賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市役所第三庁舎1階

(川崎区東田町5番地4)

1台

(3) 履行期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市内又は隣接する都市に拠点を持ち、保守対応等を迅速に実施できる体制を有すること。
- (5) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において同規模の賃貸借契約の実績があること。
- (6) 契約締結後、確実に納入することができること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 出口

電話 044-276-9096

FAX 044-288-3156

E-mail 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和元年9月25日(水)から令和元年10月1日(火)まで(土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の内容を確認できる契約書等の写し

ウ 納入予定物品の仕様を確認できるもの(カタログ等の資料)

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。「(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「(「入札情報かわさき」[http://](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和元年10月9日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和元年10月9日(水)午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時まで

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和元年10月9日(水)から令和元年10月16日(水)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和元年10月18日(金)までに、参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を60ヵ月で乗じる方法で見積もりしてください。その他事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

ア 入札書の提出日時

令和元年10月28日(月)午後1時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告(調達)第154号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

(1) 令和2年度 小型ごみ収集車(ハイブリッド)

第1回 4台

(2) 令和2年度 小型ごみ収集車(ハイブリッド)

第2回

5台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和元年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 神奈川特殊車輛 株式会社

代表取締役 森川 友生男

川崎市川崎区堀之内町13番16号

(2) 株式会社 モリタエコノス 神奈川支店

支店長 高田 典尚

横浜市鶴見区大黒町9番6号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

(1) 51,036,336円

(2) 63,555,420円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第155号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市立学校情報資産管理システム機器賃貸借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和元年8月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本教育情報機器 株式会社

代表取締役 山岸 勇一郎

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)

16,608,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第156号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
校務支援システムにおけるクラウドサービス利用に関する契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年8月19日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話 株式会社 神奈川事業部
神奈川事業部長 中西 裕信
横浜市中区山下町198番地
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)
270,113,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第157号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
2019年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃貸借契約
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市総合教育センター
川崎市高津区溝口6-9-3
- 3 契約の相手方を決定した日
令和元年8月19日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本教育情報機器 株式会社
代表取締役 山岸 勇一郎
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く)
288,948,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第158号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 公募型プロポーザルに付する事項
 - (1) 件名
堤根処理センター整備事業に関する環境影響評価業務及び環境現況調査業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地ほか
 - (3) 履行期間
契約日から令和5年3月31日まで
 - (4) 募集手続き
詳細は公募実施要領によります。
- 2 参加資格
次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。
 - (1) 公告日より過去10年間に於いて、官公庁が発注したごみ処理施設(200t/日以上)に関する都道府県及び政令市条例アセスによる環境影響評価業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。なお、環境影響評価業務は、同一事業において、方法書から評価書までを一連の業務として完了したものを実績とする。(環境影響評価が分割発注された場合は、方法書から評価書までの業務を受託し、完了していれば実績とする)
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
 - (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 企画提案書評価委員会の審査日において、川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「12 建設コンサルタント」種目「21 廃棄物部門」に登録されている者であること。
 - (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの

ない者であること。

- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

- 3 公募実施要領、仕様書、各種様式の配布
公募実施要領、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000110083.html>

（公表期間：令和元年9月25日（水）から令和元年10月2日（水）正午まで）

- 4 プロポーザル参加意向申出書の提出等
このプロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加意向申出書及び類似業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。提出方法は、持参とします。

- (1) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期間：令和元年9月25日（水）から令和元年10月2日（水）正午まで
（受付時間：午前9時から午後5時まで 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

イ 提出場所

川崎市環境局施設部施設建設課
（川崎市役所第3庁舎16階）

- (2) 提案資格確認結果通知書の交付

プロポーザル参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、提案資格確認結果通知書を川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

- 5 企画提案書類の提出

企画提案書類を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：令和元年10月31日（木）正午まで
（受付時間：午前9時から午後5時まで 閉庁日及び正午～午後1時を除く）

- (2) 提出場所

川崎市環境局施設部施設建設課
（川崎市役所第3庁舎16階）

- (3) 提出方法：持参

- 6 提案内容のヒアリング

提案内容のヒアリングを次のとおり実施します。

- (1) 開催日：令和元年11月25日（月）〔予定〕

- (2) 開催場所

川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎内会議室〔予定〕

- (3) 内容

企画提案書等について40分程度のヒアリング（プレゼンテーション25分、質疑応答15分程度）を実施いたします。

- 7 各種書類提出先・問い合わせ先

担 当：川崎市環境局施設部施設建設課
岡村、漆館

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-2554

F A X：044-200-3923

メール：30siseke@city.kawasaki.jp

川崎市公告（調達）第159号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称

川崎市福祉事業（障害・高齢・児童・医療）の帳票印刷・封入封緘業務委託

- 2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 契約の相手方を決定した日

令和元年8月5日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 東計電算
代表取締役 甲田 博康
川崎市中原区市ノ坪150番地

- 5 契約金額

98,472,372円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札の公告を行った日

令和元年6月25日

川崎市公告（調達）第160号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名

映像伝送システム改修業務委託

- (2) 履行場所

川崎市川崎区南町20番地7ほか

- (3) 履行期限

令和2年3月31日

- (4) 調達概要

市役所第3庁舎から消防局総合庁舎まで、既存の映像信号を無線回線で伝送し、消防局総合庁舎内で

映像を視聴可能とするため、必要な機器調達、ネットワーク構築、各種機器設定、試験調整作業を実施するものです。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で2件以上、国または地方公共団体において、映像設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書、仕様書の写し等業務内容がわかるもの)を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所

川崎市川崎区南町20番地7
(川崎市消防局総合庁舎7階)
川崎市消防局警防部指令課
電話 044-223-2640

(2) 配布・提出期間

令和元年9月25日から令和元年10月1日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和元年10月3日

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sirei@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和元年9月25日から10月7日までの、午前9時から午後5時

(平日の正午～午後1時まで及び土曜日、日曜日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和元年10月9日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めらるるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月11日 午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局総合庁舎7階 第2会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ。

川崎市公告(調達)第161号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和元年度情報セキュリティ監査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所内、その他本市が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年2月28日(金)まで

(4) 委託概要

助言型の情報セキュリティ外部監査を実施するもの。詳細は、3(1)の場所で提供する「委託仕様書」

によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日において、平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、種目「その他の電算関連業務」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年間に、本件と同程度の情報セキュリティ監査業務の実施経験があり、誠実に履行した実績を有し、かつ、本業務について確実に履行することができること。

(5) 経済産業省の情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。

(6) ISO/IEC27001(JIS Q 27001)認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(7) 3(1)の場所で提供する「委託仕様書」に定める監査人要件を満たす者が監査を行うこと。

(8) 監査対象となる情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等の交付、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2の(4)~(7)を証する書類(写し可。なお、(7)を証する書類としては、情報セキュリティ監査業務実施者(監査人)の取得資格及び経験年数が分かるもの)を提出しなければなりません。

また、一般競争入札参加資格確認申請書、入札説明書等関係資料の交付及びその提出は、次のとおりとします。

(1) 交付・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階ICT推進課

総務企画局情報管理部

ICT推進課情報セキュリティ・調整担当

電話 044-200-2924(直通)

FAX 044-200-3752

電子メール 17ictsui@city.kawasaki.jp

(2) 交付・提出期間

令和元年9月25日(水)から10月2日(水)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。

(3) 提出方法

持参又は郵送(いずれの場合も、令和元年10月2日(水)17時まで、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部ICT推進課に確実に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年10月4日(金)13時から17時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(2) 問合せ受付期間

令和元年9月25日(水)から10月8日(火)までとします(9時から正午まで及び13時から17時まで(土日を除く。))。

(3) 問合せ方法

問合せについては、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 回答

令和元年10月10日(木)までに、入札参加資格が有ると認められる者に対し、電子メールで送付します。なお、回答に当たっては、入札参加資格が有ると認められる者からの質問全てを共有する形で対応します。ただし、入札参加資格の無い者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種

作業等に係る一切の費用を含め見積るものとし

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10に相当する額(消費税額及び地方消費税額)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書に入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月16日(水)13時30分

イ 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階開発室

(4) 入札書の提出方法

持参

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)交付・提出場所及び問合せ先」と同じです。

川崎市公告(調達)第162号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 統計資料室保存資料に係る電子化業務委託
- (2) 履行場所 受注者作業場所
川崎市役所第3庁舎
(川崎市川崎区東田町5-4)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 委託概要 別紙仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 電子化の対象となる紙媒体の資料(1冊当たり約1.5～3cmの冊子、B4サイズ8冊)の受渡しに当たって、来庁のうえ、手渡しにより貸与及び返却が可能であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

次により一般競争入札参加資格確認申請書を配付します。この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局情報管理部統計情報課 担当 西谷

電話番号：044-200-2068

FAX：044-200-3799

e-mail：17tokei@city.kawasaki.jp

※一般競争入札参加資格確認申請書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出期間

令和元年9月25日(水)から令和元年10月1日(火)までとします。

(土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (3) 提出方法

持参又は郵送

郵送により提出する場合は、期限までに到着するように注意し、書留又は配達証明郵便等、配達されたことが確認できる手段を使用してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「平成31・32年度業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合には、電子メールにて配信されます。

- (1) 場所

3(1)と同じ

- (2) 日時

令和元年10月3日(木)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 仕様書等の交付及び競争入札参加者に求められる義務

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、無償で仕様書及び入札説明書を配布しますので、次の日時・場所のとおり来庁してください。

- (1) 日時

令和元年9月25日(水)から令和元年10月8日(火)(土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (2) 場所

3(1)と同じ

- (3) その他

入札説明書及び仕様書、電子化の対象となる資料等は3(1)の場所において令和元年9月25日(水)から令和元年10月8日(火)まで縦覧に供します。(土日祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

6 仕様に関する質問について

- (1) 問合せ先

3(1)と同じ

- (2) 質問受付期間

令和元年10月3日(木)から令和元年10月8日(火)までとします。(土日祝日を除く、午前8時

30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問合せ先まで電子メールまたはFAXにて送付してください。また、それに加えて電話にて連絡し、当該質問の要旨を説明してください。

(4) 質問に対する回答

質問受付日から令和元年10月9日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全社に電子メールまたはFAXにて送付します。

ただし、質問がなかった場合は特に連絡はいたしません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 委託業務の総額を入札金額として行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名を記載した封筒に封印して提出してください。

ウ 代理人が出席する場合、入札開始前に委任状を提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月16日(水) 午後2時

イ 場所 川崎市役所第3庁舎12階共用会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成の要否

必要とします。落札者は契約書2通を作成し、令

和元年10月23日(水) 午後2時までに3(1)の場所に持参又は郵送で提出してください。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」の「契約関係規定」から閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 入札説明書、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は3(1)の場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の配布期間中に縦覧できます。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第163号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局環境総合研究所環境リスク調査課

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

3 落札者を決定した日

令和元年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

日通商事株式会社横浜営業センター

所長 二見 政登

横浜市西区高島2丁目19番3号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

39,874,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第164号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析装置の賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
環境局環境総合研究所環境リスク調査課
川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
オリックス・レンテック 株式会社
取締役社長 小原 真一
東京都品川区北品川5丁目5番15号
大崎ブライトコア
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
57,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第165号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者について公示します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
ページ・トラップガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
環境局環境総合研究所環境リスク調査課
川崎市川崎区殿町3-25-13
川崎生命科学・環境研究センター3階
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル 株式会社
神奈川法人支店 支店長 佐久間 英俊
横浜市西区高島1丁目1番2号

- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
27,216,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年7月10日

川崎市公告(調達)第166号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務件名
総合教育センター空気調和機その他設備長寿命化整備業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市高津区溝口6丁目9番3号
 - (3) 履行期間
契約日から令和2年3月31日まで
 - (4) 業務概要
総合教育センターに設置されている空気調和機8台の自動制御機器も含めた部品交換を行う。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。
 - (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。
 - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒213-0001

川崎市高津区溝口6-9-3

教育委員会 総合教育センター総務室

電 話 044-844-3600 (直通)

F A X 044-844-3604

E-mail 88csomu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月25日(水)から令和元年10月2日(火)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年10月7日(月)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先と同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年10月7日(月)から令和元年10月11日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はF A Xによります。

ア 電子メール 88csomu@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-844-3604

(5) 回答方法

令和元年10月18日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月25日(金)10時00分

イ 入札場所

川崎市高津区溝口6-9-3

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第167号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名 川崎市立学校遊具点検業務委託（南部）
- 2 履行場所 川崎市立殿町小学校ほか58校
- 3 履行期間 令和2年3月27日まで
- 4 業務概要 本業務は、川崎市立学校に設置された遊具の劣化状況の点検及び（一社）日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-F：2014）」等に基づき安全点検業務を行うものである。
※詳細は仕様書によります。
- 5 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(5) （一社）日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」及び「公園施設製品整備技士」の認定書の交付を受けている者を有すること。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記5(5)の資格証の写し及び直接雇用関係が確認できる書類の写し

※ 書類の提出に不備がある場合、入札参加資格等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からもダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和元年9月25日（水）～令和元年10月1日（火）まで

※ ただし、土曜日及び日曜日を除く。9時から17時まで（12時から13時の間は除く）

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 柴原

電話 044-200-3270

7 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。また、見積用仕様書類については、8により取得して閲覧することもできます。

見積用仕様書類

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の「見積用仕様書類」はインターネットからダウンロードすることができます。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

6(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和元年10月2日(水)から令和元年10月4日(金)まで

9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答方法

令和元年10月7日(月)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書等を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和元年10月2日(水)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和元年10月11日(金)
10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第三庁舎

11階会議室

(4) 入札書の提出方法 持参

(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 否

(3) 前払金 否

(4) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第168号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 件名 川崎市立学校遊具点検業務委託(北部)

2 履行場所 川崎市立坂戸小学校ほか57校

3 履行期間 令和2年3月27日まで

4 業務概要 本業務は、川崎市立学校に設置された遊具の劣化状況の点検及び(一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-F:2014)」等に基づき安全点検業務を行うものである。

※ 詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に記載されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) (一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」及び「公園施設製品整備技士」の認定書の交付を受けている者を有すること。
- 6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間
この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。
- (1) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 上記5(5)の資格証の写し及び直接雇用関係が確認できる書類の写し
※ 書類の提出に不備がある場合、入札参加資格等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (2) 提出方法
提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。
競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からもダウンロードすることができます。
なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間
令和元年9月25日(水)～令和元年10月1日(火)まで
※ ただし、土曜日及び日曜日を除く。9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (4) 提出場所
川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 柴原
電話 044-200-3270
- 7 仕様書等の閲覧
次により仕様書等を閲覧することができます。また、見積用仕様書類については、8により取得して閲覧することもできます。
見積用仕様書類

- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ
(2) 閲覧場所 6(4)と同じ
- 8 仕様書の取得
本件の「見積用仕様書類」はインターネットからダウンロードすることができます。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。
- 9 質問書の受付・回答
(1) 問合せ先
6(4)と同じ
(2) 質問受付期間
令和元年10月2日(水)から令和元年10月4日(金)まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
(3) 質問書の様式
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
(4) 質問受付方法
電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3679
また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
(5) 回答方法
令和元年10月7日(月)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。
なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。
- 10 確認通知書の交付
競争入札参加申込書等を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和元年10月2日(水)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
- 11 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
(1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 12 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和元年10月11日(金)

- 10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第三庁舎
11階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- 13 落札者の決定及び参加資格の審査等
- (1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った者を落札者とします。ただし、その
者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う
場合があります。
- (2) 入札の無効
5に示した競争入札参加資格のない者が行った入
札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札
の場合は、これを無効とします。
- 14 契約手続等
次により、契約を締結します。
- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 否
- (3) 前払金 否
- (4) 契約規則等の閲覧 崎市契約規則及び川崎市競争
入札参加者心得等は入札情報か
わさきの「契約関係規定」から
閲覧できます。
- 15 その他
- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定める
ところによります。

川崎市公告(調達)第169号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名
多摩区総合庁舎受変電設備(その2)長寿命化整
備業務委託
- (2) 履行場所
川崎市多摩区登戸1775番地1
- (3) 履行期間
契約日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要
多摩区総合庁舎に設置されている高圧受変電設備

の真空遮断器13台の交換を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満
たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種
「施設維持管理」種目「電気機械設備保守点検」に
登載されていること。
- (3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域
区分「市内」で登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す
る法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による
中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業
務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有する
こと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出し
てください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区役所まちづくり推進部総務課

電 話 044-935-3125(直通)

F A X 044-935-3391

電子メール 71soumu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和元年9月25日(水)から令和元年9月30日
(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から
午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、
祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及
び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3
(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3
(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者
には印刷物を配布します。また、川崎市のホームペ
ージ「入札情報かわさき」において、本件の公表情

報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和元年10月2日(水)午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和元年10月2日(水)から令和元年10月4日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 7lsoumu@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-935-3391

(5) 回答方法

令和元年10月8日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金

額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和元年10月15日(火)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区総合庁舎11階1103会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

税 公 告

川崎市税公告第77号

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 8月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第78号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月 2日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第79号

次の市税に係る納期限変更告知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月 4日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・ 備考
平成 31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第3期分 第4期分	令和元年9月11日	計1 件
平成 31年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分 第4期分	令和元年9月11日	計1 件

(別紙省略)

川崎市税公告第80号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月 6日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第81号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月 9日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第82号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月11日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第2号

こども未来局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程及び川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月13日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程及び川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

(川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表こども未来局の部運営管理課の款の次に次のように加える。

子育て推進部	保育・子育て総合支援センター	保育園に勤務する職員(園長、一時預かり事業の業務に従事する職員、栄養士、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員を除く。)	38時間45分(所長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 7:20~16:05 (2) 7:30~16:15 (3) 8:00~16:45 (4) 8:45~17:30 (5) 9:15~18:00 (6) 9:45~18:30 (7) 10:15~19:00 (8) 10:25~19:10	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
		保育園に勤務する職員(園長、栄養士、調理業務に従事する職員及び用務に従事する職員に限る。)	38時間45分(所長)	8:30~17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び4週間を通じ4日
		保育園に勤務する職員(一時預かり事業の業務に従事する職員に限る。)	38時間45分(所長)	8:30~17:15	勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

(川崎市職員出勤記録整理規程の一部改正)

第2条 川崎市職員出勤記録整理規程(昭和35年川崎市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表こども未来局の項中

「	保育園	園長	」
を			
「	保育園(川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)別表第1に規定する第3類の保育園に限る。) 保育・子育て総合支援センター	園長所長	」

に改める。

附 則

この訓令は、令和元年9月17日から施行する。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月13日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第4条第3号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第4条第3号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号イからエまでを同号ウからオまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 第5条第2項第2号中「オ」を「カ」に改める。
 附 則
 この規程は、令和元年9月14日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第17号

川崎市排水設備指定工事店の指定について
 川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成
 22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、
 川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程
 第12条第1号の規定により告示します。

令和元年9月3日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

1 指定有効期間

令和元年10月1日から

令和6年7月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1101

商号又は名称 山田設備工業所

営業所所在地 相模原市南区相南1丁目2番60号

代表者氏名 山田 賢太郎

指 定 番 号 1102

商号又は名称 嘉貴工業株式会社

営業所所在地 神奈川県座間市ひばりが丘3丁目52
 番7号

代表者氏名 吉川 康志

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
 の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
 10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、
 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者
 を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示
 します。

令和元年9月11日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

指 定 番 号 第1689号

氏名又は名称 株式会社真和建設

住 所 川崎市多摩区菅仙谷1丁目6番2号

代表者氏名 田宮 真志

指 定 年 月 日 令和元年9月11日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月3日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度 水道管路付属設備保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市内及び水道施設管理箇所一円
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」に記載されていること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年9月26日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。 ・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。	

そ の 他	<p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	---

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度中部下水管内管きょ清掃委託その2
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内他
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月27日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者。</p> <p>(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。</p> <p>(7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有または調達することが可能な者。</p> <p>(8) 管きょ清掃の作業にあたって、以下の者を専任で配置できること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者</p> <p style="padding-left: 40px;">なお、上記アとイは兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和元年10月1日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

川崎市上下水道局公告第35号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月3日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	宿河原3丁目300mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区宿河原3-2-19先 至：多摩区宿河原3-20-1先 ほか2件
	履行期限	契約の日から325日間
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月9日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）」のお知らせに定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	大師河原ポンプ場改築土木その1工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区小島町10-1
	履 行 期 限	契約の日から令和3年8月31日まで
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月9日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	戸手その2・4号下水幹線工事
	履 行 場 所	川崎市幸区戸手本町1丁目、紺屋町地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から475日間
参 加 資 格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>オ 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>カ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>キ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>ク 本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>イ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月9日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	江川ポンプ場建設機械その9工事
	履 行 場 所	川崎市中原区井田1-35-1
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。</p> <p>(8) 計画雨水量3.5m³/秒以上の下水道施設における、スクリーン設備の製作及び据付工事の完工実績(元請に限る。)を平成16年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。) ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月9日 午後5時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	第1配水工事事務所 事務所棟及び倉庫棟屋上防水改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区上平間1183(第1配水工事事務所内)
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	令和元年9月25日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	第1配水工事事務所ほか3施設 困障改修工事
	履行場所	川崎市中原区上平間1183番地ほか3施設
	履行期限	契約の日から令和2年7月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年9月25日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第36号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度等々力水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登載されていること。</p> <p>(6) 平成16年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備に関する保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免許を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月3日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	令和元年度加瀬水処理センターほか消防用設備保守点検業務委託
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22ほか
	履行期限	契約の日から令和2年3月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「消火設備保守点検」に登載されていること。</p> <p>(6) 平成16年4月1日以降に国または地方公共団体等が発注した消防用設備に関する保守点検業務委託の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(7) 平成16年消防庁告示第10号に従い、施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免許を保有する者が業務にあたること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	

入札日時等	令和元年10月3日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度 流量計保守点検委託
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋3-1-1(鷺沼配水所内)ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」に記載されていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和元年10月3日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	令和元年度江川雨水貯留管ほか清掃委託
	履 行 場 所	川崎市中原区井田1-35-1ほか
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に記載されている者。 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。 (7) バキューム車(揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等)を保有または調達することが可能であること。 (8) 以下の者を専任で配置できること。 ア 産業洗浄技能士(高压洗浄作業)の技能検定合格者 イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者 なお、上記アとイは兼任できるものとします。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和元年10月3日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	麻生・等々力下水圧送管その18工事
	履行場所	川崎市麻生区王禅寺東3丁目地内
	履行期限	契約の日から290日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度北部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区、多摩区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月7日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和元年度南部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 限	契約の日から令和2年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	令和元年10月2日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	小島町地区ほか下水枝線第217号工事
	履 行 場 所	川崎区小島町、江川1丁目地内ほか
	履 行 期 限	契約の日から110日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	令和元年10月2日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	水道水質課 水質自動測定装置補器類設置工事
	履行場所	麻生区白鳥4-15-21先(白鳥諏訪公園内)他3件
	履行期限	契約の日から130日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	令和元年10月2日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 工水管2・3号さく井電気設備更新工事
	履行場所	川崎市多摩区菅4丁目4番1号ほか1箇所
	履行期限	契約の日から令和3年3月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参 加 資 格	<p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(8) 水道施設又は工業用水道施設工事において、受電電圧6kV以上かつ受電容量150kVA以上の受変電設備の製作及び据付工事の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること（修理及び整備工事は除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	令和元年10月7日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第9号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 調達の名称
令和元年度 下水汚泥焼却灰等運搬処分業務その2 委託（単価契約）
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所

ジャパンクリーン共同企業体

代表取締役 杉澤 養康

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号5

- 5 落札金額
89,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和元年5月27日

川崎市上下水道局公告（調達）第10号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

- 1 調達の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ480台貸借一式
- 2 契約事務担当課の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階

3 落札者を決定した日

令和元年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

I B J L 東芝リース 株式会社

代表取締役 吉田 亨

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

5 落札金額

76,374,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

交 通 局 公 告 (調 達)

川崎市交通局公告(調達)第6号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 調達の名称

大型ノンステップバス

(ディーゼル・10.5mクラス) 22両

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和元年9月3日

4 契約の相手方の氏名及び住所

神奈川三菱ふそう自動車販売 株式会社

特販部長 渡部 栄

横浜市鶴見区安善町二丁目1番地7

5 契約金額

587,334,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

川崎市交通局公告(調達)第7号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和元年9月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 邊 見 洋 之

1 調達の名称

大型ハイブリッド・ノンステップバス

(ディーゼル電気式・10.5mクラス) 2両

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

令和元年9月3日

4 契約の相手方の氏名及び住所

横浜日野自動車株式会社川崎支店

支店長 長谷川 学

川崎市川崎区四谷下町25番地6

5 契約金額

62,876,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年7月10日

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第23号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月4日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(以下「建築契約係」といいます。)

川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階 電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インタ

ーネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係

(川崎市川崎区宮本町1番地)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入

札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。詳細については、各案件の「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院病棟浴室改修工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和2年3月16日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
申込締切日	令和元年9月10日(火)まで受け付けます。	
予定価格	公表しません。	
入札保証金	免除とします。	
最低制限価格	設定します。	
郵便入札締切日	令和元年9月30日(月)必着	
開札日	令和元年10月2日(水)午前10時00分	

川崎市病院局公告第24号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市病院事業管理者 増田 純一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙

の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するハイビジョン対応耳鼻咽喉内視鏡ビデオシステムの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和元年9月10日から令和元年9月17日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年9月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第25号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和元年9月10日

川崎市病院事業管理者 増 田 純 一

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい
います。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以
下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規
程並びに調達に関する仕様書は、病院局契約担当の
窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、
病院局入札情報のページで閲覧することができます。

([http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められてい
る場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、
縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午
後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口で受付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成31・32年度
業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加
者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格
のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行する
こと。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者
には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参

加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書（様式は病院局
入札情報のページで取得できます。）により受け
ます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口
に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入
札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日
時において、次の場所で執行します。

病院局会議室（川崎市川崎区砂子1丁目8番地
9 川崎御幸ビル7階）

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権
限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた
旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契
約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格
の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
札を行った入札者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、
最低制限価格が設定されている案件については、
その価格に満たない価格で入札した者の入札は無
効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回
り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入
札を行います。ただし、その前回の入札が参加者
心得の規定により無効とされた者及び開札に立会
わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これ
を無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締
結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとしま
す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合
は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	井田病院ケアセンター火災報知その他設備改修設計業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期限	契約締結日から令和2年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「設備設計」 種目「一」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和元年9月10日から令和元年9月18日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
入札及び開札	日時	令和元年9月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

消 防 局 公 告

川崎市消防局公告第6号

サイレンの吹鳴について

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により消防訓練に伴うサイレンの吹鳴を、次のとおり公告します。

令和元年9月2日

川崎市消防長 原 悟 志

訓 練	日 時	令和元年9月8日（日） 11時20分～11時30分
	場 所	幸区河原町1 河原町グラウンド (河原町小学校跡地)
	消防隊数	消防隊等1隊 計1隊

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

川崎市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和元年9月3日

川崎市選挙管理委員会
委員長 野 口 邦 彦

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
24,934人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
255,832人

3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	63,185人
幸 区	46,362人
中原区	70,888人
高津区	63,180人
宮前区	63,414人
多摩区	59,553人
麻生区	48,971人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協

議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

207,776人

人 事 委 員 会 規 則

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

川崎市人事委員会
委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第1号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則(平成15年川崎市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「
課長(庶務課長及び企画課長を除く。)
子ども家庭センター所長
」

を

「
課長(庶務課長及び企画課長を除く。)
保育・子育て総合支援センター所長
子ども家庭センター所長
」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年9月17日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第5号

第27回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和元年9月3日

川崎市農業委員会
会長 長瀬和徳

1 日 時

令和元年9月10日(火) 午後2時00分～

2 場 所

セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階 第3会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

3 議 題

- (1) 議案第1号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (2) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (3) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (4) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (5) 報告第4号 令和2年度川崎市農地等の最適化の推進に関する意見・川崎市農業施策に関する要望について
- (6) その他

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第40号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月2日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第41号

納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市川崎区長 水谷吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護保険料	特1期 以降		3件
平成 31年度	介護保険料	特2期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料	特4期 以降		5件
平成 31年度	介護保険料	第1期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料	第2期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料	第3期 以降		3件
平成 31年度	介護保険料	第4期 以降		1件
平成 31年度	介護保険料	第5期 以降	令和元年9月30日 (第5期分)	23件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第42号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公示により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1期以降	令和元年9月30日 (1期分～3期分)	1件
平成 31年度	国民健康 保険料	2期以降		1件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降		5件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降	令和元年9月30日 (3期分)	1件
平成 31年度	国民健康 保険料	4期以降		4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第43号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1期以降	令和元年9月30日 (1期分～3期分)	計3件
平成 31年度	国民健康 保険料	2期以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降		計11件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降	令和元年9月30日 (3期分)	計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	4期以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	過随9月		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第44号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第45号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和元年9月12日

川崎市川崎区長 水谷 吉孝

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和元年9月30日	計6件
平成31年度	国民健康保険料	2期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	4期以降		計1件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第17号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年9月9日

川崎市幸区長 関 敏 秀

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第18号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成31年度	国民健康保険料	1期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和元年9月30日(第1期分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	1期以降	令和元年9月30日(第1期分～第3期分)	計27件
平成31年度	国民健康保険料	2期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	2期以降	令和元年9月30日(第2期分、第3期分)	計2件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降	令和元年9月30日(第3期分)	計3件
平成30年度	国民健康保険料	10期以降		計1件
平成31年度	国民健康保険料	過年4月	令和元年9月30日(過年4月分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	過年7月	令和元年9月30日(過年7月分)	計1件
平成31年度	国民健康保険料	3期以降	令和元年9月30日(第3期分)	計3件
平成31年度	国民健康保険料	過年7月		計1件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第19号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	1期以降	令和1年9月30日 (1期～3期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降		計4件
平成 31年度	国民健康 保険料	3期以降	令和1年9月30日 (3期分)	計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	4期以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第20号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市高津区長 高 梨 憲 爾

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 29年度	国民健康 保険料			計1件
平成 30年度	国民健康 保険料			計5件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第16号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月12日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

科 目	期 別	この公告によって 変更する納期限	件数・備考
国民健康保険料	1期以降		計1件
国民健康保険料	1期以降	令和元年9月30日	計11件
国民健康保険料	3期以降	令和元年9月30日	計1件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第17号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月13日

川崎市宮前区長 高 橋 哲 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	後期高齢者 医療保険料	第1期		計1件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第25号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和元年9月2日

川崎市多摩区長 荻 原 圭 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第26号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和元年9月2日

川崎市多摩区長 荻原圭一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第27号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成31 年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降	令和元年9月30日 (第1期分・ 第2期分)	計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第28号

次の介護保険料に係る納入通知書及び過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	介護保険料 (還付)			1件
平成 30年度	介護保険料 (納通)	随時期	令和元年 9月30日	2件
平成 31年度	介護保険料 (納通)	普第4期 以降		5件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第29号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成31年度				計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第30号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年9月12日

川崎市多摩区長 荻原圭一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 31年度	国民健康 保険料	第2期 以降		2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期 以降		4件
平成 31年度	国民健康 保険料	第4期 以降		2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第7期 以降		1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第9期 以降		1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第30号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月12日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料	第4期 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	特6月 以降		計1件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期 以降		計2件
平成 31年度	国民健康 保険料	第3期 以降	令和元年9月30日 (第3期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第31号

次の国民健康保険料に係る還付充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和元年 9月12日

川崎市麻生区長 多 田 貴 栄

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成 30年度	国民健康 保険料			計1件
平成 31年度	国民健康 保険料			計2件

(別紙省略)

 辞 令

令和元年9月1日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
高津区役所区民サービス部区民課担当課長 (行政サービスコーナー担当)	土 屋 昌 司	高津区役所まちづくり推進部地域振興課課長補佐 高津区役所まちづくり推進部地域振興課地域活動支援係長
(課長級)		
退職	伊 藤 貴 敏	高津区役所区民サービス部区民課担当課長 (行政サービスコーナー担当)

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市立井田病院リハビリテーションセンター兼務	阿 部 玲 音	市立川崎病院リハビリテーション科部長 市立川崎病院高度脳神経治療センター兼務
(課長級)		
退職	竹 村 成 秀	市立川崎病院救命救急センター医長